

グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における 研究セキュリティ・研究インテグリティ等の対応方針

令和8年9月17日

内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

GSC 構想（以下「本構想」という。）の下で創出される研究開発結果の不正流用や技術流出のリスクを低減するため、次の4つの観点から研究セキュリティ・研究インテグリティ等の確保を徹底する。

また、対応の在り方については、関係省庁と密に連携しつつ、技術流出防止など経済安全保障に関する最新の政策動向等を踏まえながら、適切に見直していく。

1. リスクマネジメント（含：デュー・ディリジェンス）

- 本構想では、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）（以下「手順書」という。）を踏まえ、全てのプログラムにおいて、同手順書と同等レベルのリスク管理を実施することとする。

※ 先行的活動の3プログラムにおける対応

- ・ 国際研究プログラム：手順書に準拠
（ベンチャー・ディレクター（VD）のデュー・ディリジェンスも含む）
- ・ 事業化支援プログラム：個々の流出リスク程度に応じて対応
- ・ 人材育成プログラム：
海外研究機関からの国内研究機関への招聘 → 手順書に準拠
国内研究機関から海外研究機関への派遣 → 個々の流出リスク程度に応じて対応

2. 安全保障貿易管理（外為法対応）

- 安全保障貿易管理の観点から、支援対象となるプロジェクトに関与する全ての機関（大学・研究機関・企業等）に対し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）における「みなし輸出管理」（日本国内における居住者から非居住者や特定類型の居住者への技術提供）を含む必要な手続・対応の確実な実施を要請することとする。

3. 知的財産管理

- 本構想の下で創出される知的財産の適切な管理の観点から、「グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想における知的財産マネジメントに係る基本方針」の策定等を通じて、次の措置などを講ずることにより、その流出防止を徹底する。
 - プロジェクト参加者が知財を他社に移転等をする場合や、国外の親会社又は子会社に移転等する場合は、国等へ事前連絡及び承認を得るものとする。
 - プロジェクト参加者が合併又は買収等（大幅な株主変更を含む。）された場合は、国等に速やかに報告するものとする。
 - プロジェクト参加者は、国等が事前相談又は事前報告を行う必要があると認めた者等への知財等の提供・開示、共同研究等を行う場合は時間的余裕をもって国等に事前相談等を行うものとする。

4. データマネジメント

- 本構想におけるデータマネジメント基本方針を策定し、国等とプロジェクト参加者の間におけるデータに関する権利・義務等を定めた委託研究契約書及びデータマネジメントプランの作成を求めるとともに、プロジェクト参加者間でのデータ取扱いについての合意書の作成を推奨し、適切なデータマネジメントを求めることとする。